六の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号
七　（略）
2・3　（略）
（障害の程度が変わったときの改定の請求）
第三十一条　障害共済年金の受給権者は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十四条第一項の規定による当該障害共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～六　（略）
六の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号
七　（略）
2～4　（略）
第三十二条の二　前条第一項の規定に該当する者が、新障害等級に該当することとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第二十九条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。
一～五　（略）
五の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号
六　（略）
2・3　（略）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第九条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四の二　（略） 四の三　加給年金額の対象者となるべき子があるときは、その者の個人番号 五～九　（略） 2・3　（略） 4　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨 四・五　（略） 5・6　（略）	**附　則** （退職共済年金の裁定の請求） **第十四条**　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～四の二　（略） （新設） 五～九　（略） 2・3　（略） 4　廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金に係る裁定を受けようとする者で、同法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る裁定の請求を既に行ったものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨 四・五　（略） 5・6　（略）